

事業方針

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、医療・介護・保健・福祉や地域住民との連携に努め、高齢者支援のためのネットワーク構築を行います。介護サービスをはじめ福祉サービス、権利擁護、高齢者等の様々な相談に対して、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員それぞれが専門性を活かし、チームアプローチを行います。

【事業目標】

①相談しやすい包括に向けた早期発見・早期相談体制の構築

・ケースが重度化・複雑化してから支援につながる現状を解決するため、事後対応型の相談対応から、早期発見・予防的相談へのシフトを図る。市役所（地域包括支援センター）への相談ハードルを下げるため、各専門職が「通いの場」や出前講座等において、「早期相談のメリット」を伝えられるよう啓発を行う。地域住民と日常的に顔の見える関係を構築し、ささいな困りごとの段階で気軽に相談できる体制づくりを行うとともに、民生委員や関係団体への相談窓口の周知を徹底し、地域全体で早期発見できるネットワークを構築する。

・また、サービス未利用者や健診・医療未受診者等の「介護予防把握事業」において、不明者を早期に把握し、必要な支援につなげる等、支援が途切れない仕組みづくりの構築を行う。

②認知症支援の充実と権利擁護（虐待対応）の強化

高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して生活できるよう、認知症施策の推進と権利擁護体制の強化を図る。認知症支援においては、認知症ケアパス等の既存の社会資源・ツールについて、委託型地域包括支援センターや介護支援専門員に対する周知・活用促進を行い、早期発見・早期対応の仕組みを稼働させる。また、複雑化する高齢者虐待対応においては、スキルアップ研修によるアセスメント能力の向上を図るとともに、行政が主体となってモニタリング会議等を通じたタイムリーなケース相談や後方支援を行い、委託包括や関係機関が抱え込まない支援体制を構築する。

③地域包括支援センターの機能強化

今後増加する高齢者の総合相談に迅速に対応し地域包括ケアの推進を充実するために、基幹型地域包括支援センターは施策の企画や事業推進を担いながら委託型地域包括支援センターの後方支援を行い、また、担当圏域の総合相談支援や包括的・継続的ケアマネジメントを主に担う委託型地域包括支援センターと連携しながら、増加する要支援高齢者の支援体制を充実させる必要がある。基幹型地域包括支援センターが専門的助言・研修等の後方支援を行うことにより、地域住民協働した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

実施事業：別紙参照